（登記事項証明書の交付の申請書の添付書面）

第二十二条　［略］

一　令第十六条第四項第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　［略］

三　申請人が譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所（法人にあっては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、登記事項証明書その他のその変更を証する書面

2　前項第二号の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項概要証明書等の作成方法）

第二十三条　［略］

2　登記事項証明書には、前項に規定する事項のほか、令第七条第二項第一号及び第六項第一号並びに第十二条第一項第一号に掲げる事項並びに同条第二項に規定する事項をも記載しなければならない。

3　［略］

（登記申請の方法）

第二十六条　［1～6　略］

7　第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十三条第一項第一号から第四号までの規定は、適用しない。

（登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法）

第二十八条　［1～6　略］

7　第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第十六条第四項第一号並びに第二十二条第一項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（登記事項証明書の交付の申請書の添付書面）

第二十二条　［同上］

［号を加える。］

一　［同上］

二　申請人が譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所（法人にあっては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2　前項第一号の証明書は、その作成後三月以内のものに限る。

（登記事項概要証明書等の作成方法）

第二十三条　［同上］

2　登記事項証明書には、前項に規定する事項のほか、令第七条第二項第一号及び第五項第一号並びに第十二条第一項第一号に掲げる事項並びに同条第二項に規定する事項をも記載しなければならない。

3　［同上］

（登記申請の方法）

第二十六条　［1～6　同上］

7　第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十三条第一項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

（登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法）

第二十八条　［1～6　同上］

7　第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第十六条第四項第一号及び第二十二条第一項第一号の規定は、適用しない。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「決議書類」を「決議に関する文書」に改める。

第四条中「会計検査院法（」の下に「昭和二十二年法律第七十三号。」を加える。

第五条第一項中「記載した調書」を「記録した文書」に改め、同条第二項中「書類」を「文書及び資料」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。